

4 文科高教企第9号
令和5年3月13日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

小 幡 泰 弘
(公 印 省 略)

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁
からの依頼について（通知）

G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について、別添のとおり、警察庁から文部科学省に対し協力を依頼されております。

昨年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃されるという重大事件が発生し、使用された爆発物については、インターネットを通じて調達した化学物質で製造された旨が報じられたほか、近時、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が複数発生しております。過去には、学校に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案も発生しており、今後も、爆発物を使用したテロ等違法行為は行われることが強く危惧されます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化等を一層推進することが求められています。

つきましては、これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」（平成30年12月27日付け30高教企第10号）等で依頼してはきましたが、今回の依頼の趣旨を踏まえ、上記11品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化の周知徹底を図るとともに、次のとおり、その取扱いに遺漏の

ないようお願いします。

1. 化学物質等の現在の保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこと
2. 施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと
3. 学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること
4. 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 17 条第 2 項に基づき、取扱いに係る化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、当該化学物質の悪用を防ぐため、直ちに警察署に届け出ること
5. 学生等に対し、化学物質等の誤った取扱いによる危険性等について、指導を行うこと

(参考①) 厚生労働省関連 URL (毒物劇物の安全対策)

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

(参考②) 過去に発生した学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質を窃取された事案等の報道等

○平成 28 年 1 月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案

宮崎県内の高校において、1 階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察へ通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った 500 ミリリットルの瓶 3 本や、硝酸の入った 500 ミリリットルの瓶 3 本等が盗まれていた。

○平成 30 年 1 月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案

中学校生徒が理科の実験で使う水銀約 500 グラム (40CC) を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管し、記録簿に使用日を記入するが、教諭は記入を怠っていた。

○平成 30 年 8 月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案

過酸化アセトン (TATP) や四硝酸エリスリトール (ETN) を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていた。逮捕後、原料について「多くは、通っていた高校から取ってきた」と供述。

(本件連絡先)

文部科学省 (代表 : 03-5253-4111)

<全般について>

高等教育局高等教育企画課

企画係 (内線 : 2475)

<国立大学について>

高等教育局国立大学法人支援課

法規係 (内線 : 3497)

<公立大学について>

高等教育局大学教育・入試課

公立大学係 (内線 : 3370)

<私立大学について>

高等教育局私学部私学行政課

法規係 (内線 : 2533)

<高等専門学校について>

高等教育局専門教育課

高等専門学校係 (内線 : 3347)